

介護福祉士資格取得支援事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく介護福祉士資格取得支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の内容

事業の内容について、次のとおり定める。

(1) 目的

介護事業所及び施設（以下「事業所等」という。）で介護業務に従事する者（以下「介護職員等」という。）が、介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」等を受講する際の、事業所等におけるサービスの質の維持及び介護職としてのキャリアアップを支援することを目的とする。

(2) 事業の内容

県内に所在する事業所等は、介護職員等が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」等を受講する際に必要となる代替職員を事業所等において確保する。

ア 補助対象となる事業者

- (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業所等を運営する法人等
- (イ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所等を運営する法人等

イ 補助対象となる研修等

- (ア) 実務者研修
- (イ) 介護職員初任者研修
- (ウ) 喀痰吸引等研修（また、研修の講師として職員を派遣する場合）
- (エ) 認知症介護指導者養成研修
- (オ) 認知症介護指導者フォローアップ研修
- (カ) 上記以外で知事が適当と認める研修等

ウ 基準額の算定について

介護職員等が研修に参加する時間（以下、「研修時間」という。）数の3倍に1,250円を乗じて得た額とする。

なお、研修時間は、介護職員等が実際に事業所等の業務に従事する時間と重複することはできない。

おって、研修会場等への移動に係る時間及び休憩時間は研修時間に含まない。研修等に要した実時間を対象とする。

エ 補助対象となる研修等の対象期間

当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）に実施する研修の期間とする。

オ 対象となる契約期間

補助対象ととなる研修等の対象期間と全部又は一部が重なること。

(3) 事業の実施主体

2 (2) アに掲げる事業者

(4) その他

代替職員の勤務日は、介護職員等の研修等の該当日である必要はない。

3 その他

(1) 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象とならない。

(2) この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。